

氏名	こはら よしき 小原嘉記
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第423号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	中世国衙官人制の研究

論文調査委員 (主査) 教授 勝山清次 教授 藤井讓治 准教授 吉川真司

論文内容の要旨

かつて清水三男氏は、中世国衙を「古くして常に新しく更生して生きて来た」積極的な存在と述べた。この評言はその後の国衙研究の基調になったが、一方でそうしたポジとしての性格規定のみが徒に独り歩きしていき、中世国衙の問題をブラックボックス化させてしまった感がある。そうした反省のうえに立ち、本論文は中世国衙の実態を捉え直す試みを行っている。

序論では戦後の国衙研究の展開を振り返るなかで、それらの議論の基層をなしている部分の問題性を考察している。そこで明らかになったのは、領主制研究のための国衙論という研究スタンスや、国衙・在庁機構の行政権能を所与のものとして措定して、幕府・守護による権限の吸収の側面のみを強調する議論の枠組みであった。これらは同じく国衙在庁機構やその機能を重視する立場を取りつつも、意外なほどに在庁官人制を歴史的に跡づけていく姿勢を欠いており、中世国衙の成立・性質は極めて固定的・静態的に捉えられていた。またその基底に据えられていたのが中世国衙に対するポジの影像であった。そうした状況に鑑み、本論文は在庁官人制のあり方の歴史の変容の追究を通じて、中世国衙の成立から解体までを論じることを課題として設定している。

在庁官人制を中心軸に中世国衙を論じるにあたって、本論文は、①在庁官人の形成の問題と、②在庁官人制(官人編成)を成り立たせていた基盤に注目している。①に関しては、これまで正面から論じられることの少なかった任用国司制を中心に据えている。その理由は、院政期の在庁層には介・掾等の号を称する者が多く散見すること、そこから雑任国司の在庁化といった論点が出されている反面、平安期の任用国司に関する制度的分析は著しく立ち遅れているのが現状だからである。

第一章「平安期の大和国司」では、大和国司の個別事例から令制国司が変質していく様態を探っている。まず国司官職の貴族化を示す兼国制度を検討し、貞観期頃から重貨の京進に便宜のある地域の国々が「例国」に差点され、以後の高官兼国制度の基本が形作られること、それに連動するように平安中期には「例国」の下級国司の官職もブランド化して人員が膨張していったことを明らかにする。大和国は10世紀前半に准「例国」として如上の状況がみられるようになるが、そうした動きは良吏を大和守に配置していた9世紀後半までのあり方とは明らかに異なるものである。次に平安中期の下級国司の状況を追跡し、10世紀後半には赴任が激減して、需要・供給の両面からそれが官職体系として空洞化したことを究明し、令制国司の制度的形式は平安中期で最終的に解体すると捉える。

第二章「権任国司論」では、権任国司の分析を通じて平安前・中期の国司制度の変容の流れを究明している。これまで権任国司は、奈良時代の員外国司(利権ポスト)にかわるものとして平安初期から数を増していったとされてきたが、それが本格的に展開するのは9世紀後半であることを現象面と制度面から確認する。そうした権任国司の一般化の背景には、国司制度を貴族社会に応じた形で運用する動向が存在したが、それはおおそ貞観期頃に顕著になり始めており、そこに任用国司制再編の画期をみることができる。そしてこのような国司官職の運用形態も10世紀後半には行き詰まり、任用国司制は平安中期で歴史的意義を喪失すると捉える。

このように任用国司制が10世紀後半に解体することを踏まえると、雑任国司の在庁化や在庁層が帯する介・掾等の号をストレートに任用国司に結びつけるような議論は、全く意味をなくする。第三章「平安後期の任用国司と在庁層」ではこの点に関して、平安後期の在庁層と任用国司号の関係を整理している。まず除目制度の特質を押さえることで、当該期の任用国司の着任（任符奉行）は一般的に考えられないこと、任用国司が土着・在庁化するのではなく在地支配層（在庁層）が都鄙にわたる権門への奉仕の中で年官等により任用国司号を得ていたこと、そして院政期には国衙内で在庁職としての任用号が成立したことなどの点を明らかにする。とくに後者の点は在庁機構の権力編成にも絡むものであり、自律性を備えた中世の在庁官人制が編成される流れの中に位置付けられるとの見通しを示している。

このようにみえてくると、次に問題となるのは在庁官人制の形成・展開の歴史過程である。この点に関しては、10世紀に国郡行政が一体化して富豪層が国衙雑色人に編成され、「在地官僚制」が成熟していくとする議論を深めていくことが有効である。令制下とは異なる形で雑任層（雑色人）が編成されるところに在庁官人制の初期形態をみていくべきであり、②在庁官人制を成り立たせていた基盤に着目することは、そうした雑色人の編成形態を通時的に捉えていくうえで有用な視点になるとする。

第四章「国衙雑色人の編成と付加税」ではそのような観点から、国衙が富豪層を雑色人として官人的に編成していくプロセスを、業務得分（付加税）に注目することで素描している。10世紀前半において徴税業務に付随する土毛收取の制度化が国衙と富豪層の結合を進展させる一因になったと考えられること、受領支配が強化される10世紀後半には検田段米・収納段米といった付加税が登場するが、それは受領の強力な統制下に国衙機構の構成員が再編されたことを表す事象と評価できること、同様に納所書生も副物の取得ともに受領家産に機構的に組み込まれることでより広範な商業的活動などが可能になったと考えられること、そして受領の赴任が減少する12世紀には交分（付加税）等が国衙機構の得分として收取され機構的に再配分されていたことなどの点を明らかにする。そして如上のことから、自律性を備えた中世的な在庁官人制の基盤が固まっていたのが院政期であることを導きだし、それは在庁職としての任用号が成立する時期とも重なっており、国衙在庁機構の政治的編成の進行と表裏のものであったと捉える。

このように在庁官人制のあり方や性質も時代の中で変容を遂げていくが、ところが、これまでの中世国衙研究においては、国衙在庁機構の権能は所与のものとして、そこには無条件にポジの影像が刻印されていた。石井進氏の堅固な〈鎌倉幕府による国衙機能の吸収〉という学説も、基本的には幕府・守護の動向を述べたもので、国衙・在庁官人制それ自体を注視したものにはなっていない。

こうした国衙機構吸収論に内在する問題性を認識したうえで、中世国衙とそれを支える在庁官人制も歴史的に変容するという当然の事実にも光を当てる作業を行っていく必要があると捉え、第五章「西国国衙における在庁官人制の解体」では、安芸国を事例に石井学説の検証を試みている。同国は守護が在庁兄部職を兼帯したことから、幕府勢力が最も円滑に国衙機構に入り込み、在庁機構の掌握に成功した事例とされてきた。これに関して、守護による公廩田割替論と在庁兄部職兼帯の意味を再検討し、前者は守護による国衙在庁機構の統制手段とはみなしえないこと、後者では在庁兄部が日常的な国衙政務の場から遊離して、国衙と在庁兄部宗孝親との対立もまみられることを示している。そのうえで、守護が在庁兄部職を梃子に制度的に在庁機構を支配してその機能を吸収していったという図式は描けないという結論を導きだしている。次いで鎌倉期の国衙の行政執行力を推し量る指標として、在庁官人制を保障する基盤となる国衙領の変容の様相を探っている。すなわち13世紀後半に給免田秩序の不安定化など国衙領支配体制は動揺し、14世紀には国衙領は「国衙一円進止之地」に縮小・再編されたが、そこにはもはや在庁官人制を体制的に支える性質はみられない。こうした点から、在庁官人制は13世紀後半頃に解体への流れが決定的となり、それに支えられた国衙機能も大きく後退することになったと捉えている。このように鎌倉後期には国衙は地方行政機構としての性格を失っていくが、〈鎌倉幕府による国衙機能の吸収〉と評価されてきたことも、決して幕府の政治戦略的な動きの帰結だったのではなく、幕府が中世国家運営の主導権を握らざるをえなかったことの結果として、そのようにみえるのであると捉え直している。

しかし、国衙の存在を南北朝期にも無視しえないものとする理解は、なお一般的なものとなっている。第六章「南北朝期の尾張国衙と『国衙一円進止之地』」ではかかる現状に鑑み、南北朝期の国衙の典型例として描かれた尾張国衙の例から〈守護による国衙機構の吸収〉論の根拠とされた部分を再検証している。まず文和以降の尾張国は禁裏料所とみるべきで、

三宝院は国主ではなく国務奉行であったことを明らかにし、その背景には国衙当知行地の漸減傾向を断ち切るという意図があったことをみている。そして仏神免の性格をもつ「私領国領」のあり方から、在庁名が鎌倉期のような質と規模を備えて存続していたとはみなし難いことを示し、続いて在庁名などから構成される「国衙一円進止之地」の実相を具体的にみていき、そこでは在庁の支配権が減退し、かわって国主・目代側が興行主体として相対的に浮上していた様相がみられるとする。このような状況からすると、在庁名の存続をもって在庁機構が健在であったとはいえないこと、したがって、この時期「国衙一円進止之地」に在庁官人制を保障するような実質はなく、自律性を備えた在庁機構によって国衙が運営されていたとみることが困難であるとする。そのうえで、南北朝期守護が領域支配を強化するために国衙機構を接収する必要があったとするような議論は、もはや実証的に成り立つものとはいえないと結論づける。

そして最後に、12世紀に成立する在庁官人制の自律性も国衙行政管轄域の縮小化というある意味で危機的な情勢から生成されていった面が強かったこと、その在庁機構の自律性にしても、あるいは中世国衙の位置付けにしても、その内実を冷静に見極めていった場合、決してこれまでの研究のように、ポジの影像を映しだす形での肯定的な評価のみで済まされるものではないことを改めて主張している。

論文審査の結果の要旨

国衙研究は、戦後において中世史研究の重要なテーマの一つとなった。その先駆けをなしたのは、国衙領を「古くして常に新しく更生して生きて来た」存在と捉える清水三男氏の研究であり、これをうけて、戦後、中世国衙研究は活況を呈した。それらは大きく、郡司や雑任国司の在庁化をとく在庁官人制論、国衙公権の私権化のなかに在地領主制の成立をみる領主制研究、鎌倉幕府の全国支配と関連づけて「幕府・守護による国衙機能の吸収」を強調する幕府・守護論の三つに分けられる。これらのなかでも、あとの二つは中世史研究の中心的なテーマの一環として議論されたため、その影響は大きく、関連する研究が相次いで出された。しかし1970年代になると、領主制研究が行きづまりをみせるにともない、史料的な制約もあって、国衙研究は停滞期にはいり、それ以降、一部の国衙領研究を除き、新たな展開がほとんどみられなくなった。この長期的な低迷を克服すべく、研究史に取り組んだ論者は、これまでの研究が在庁官人制を歴史的に跡づけていく姿勢を欠いており、中世国衙のあり方をきわめて固定的・静態的に捉えているところに問題点を見いだした。そしてその批判のうえに立って、中世国衙の実態を捉えなおす必要があるとして、在庁官人制のあり方の歴史的変容の追究を通じて、中世国衙の成立から解体までを論じることをめざしている。

本論6章からなる本論文の成果は多岐にわたるが、主要なものは次の5点になろう。まず第一に、平安前・中期の国司制度の変容を任用国司に即して明らかにしたことである。これまで権任国司は員外国司にかわるものとして平安初期から増加するとされてきたが、それが本格的に展開するのは9世紀後半であること、この時期、朝廷は国務上の権限を受領に集中させる一方で、権任を含めた任用国司を貴族社会に応じた形で運用するようになったこと、その結果、貞観期に任用国司制が再編されたことを明らかにしたうえで、このような国司官職の運用形態も10世紀後半には行きづまり、任用国司制はその歴史的意義を喪失すると論じる（一章、二章）。とくに10世紀後半における任用国司制の解体を解明したことは、国司制度の変容ばかりでなく、在庁官人制の形成を論じるうえで大きな意味がある。

第二に、在庁官人制の形成・展開の過程を明確にしたことである。論者は、国衙が富豪層を雑色人として編成していくプロセスを業務得分（付加税）に注目することで、次のように描いている。まず10世紀前半には土毛という付加税により、富豪層を国衙雑色人に編成することが容易になる（在庁官人制の形成）。次いで受領支配が強化される10世紀後半には、受領によって検田・収納段米といった付加税が設定され、国衙構成員の再編が実施される（国衙機構の再編）。さらに受領の赴任が減少する12世紀には、徴税実務が再編され、交分等が国衙機構の得分として収取・再配分されるようになる。論者はこうした点を踏まえ、院政期には国衙・国衙領が政治的に再編され、自律性を備えた中世的な在庁官人制の基盤が固められたととく（三章、四章）。11世紀中葉、在地領主が国衙に結集して、在庁官人制が成立したとみなしてきた通説に対して、正面から批判を加えたものである。

第三に、鎌倉前・中期の西国における守護と国衙との関係を解明したことである。これまで安芸国は、守護が在庁兄部職を兼帯したことから、幕府勢力が最も円滑に国衙機構の掌握に成功した事例とされてきた。論者はその根拠となっていた公

廂田割替論と在庁兄部職兼帯の意味を再検討し、前者については守護による在庁機構の統制手段とはみなしえないこと、また後者では在庁兄部が国衛の日常政務の場から遊離していたばかりでなく、国衛との対立もみられることを明らかにしている。そしてそこから、守護が在庁兄部職を梃子に在庁機構を支配して、国衛の機能を吸収していったとみることはできないと結論づけている（五章）。

第四に、鎌倉後期における国衛行政能力の後退を明らかにしたことである。13世紀後半には給免田秩序が不安定化し、国衛領支配体制が動揺する。次いで14世紀になると、国衛領は「国衛一円進止之地」に縮小・再編され、もはや在庁官人制を支えることができなくなる。論者はこうした点から、在庁官人制は13世紀後半頃に解体への流れが決定的になり、それに支えられていた国衛の機能も大きく後退すると捉える。これに関連して、従来「鎌倉幕府による国衛機能の吸収」と理解されてきたことも、幕府の政治的な動きの帰結だったのではなく、幕府が中世国家運営の主導権を握らざるをえなくなったことの結果であると主張する。三点目ともども、これまで通説であった石井進氏の見解を史料に即して批判したものである。

そして第五に、南北朝期における国衛の実相を究明したことである。論者はこれまで当該期の国衛の典型例として描かれた尾張の事例を検討し、もはや在庁名が鎌倉期のような質と規模を備えて存続していたとはみなしがたいこと、在庁名などからなる「国衛一円進止之地」でも在庁の支配権が後退していること、したがってこれらの国衛領に在庁官人制を保障するような実質はなく、この時期、自律性を備えた在庁機構によって国衛が運営されていたとみることは困難であると論じる（六章）。南北朝期の守護は管国支配を強化するために国衛機構を接収する必要があったという、これまでの議論に対する根本的な批判である。

以上のように、本論文には斬新な新知見がいくつも見いだされる。とくに中世国衛の実態を在庁官人制と国衛領に即して解明したこと、その変遷を成立から解体まで長期にわたって見通したことは独創的な成果であり、これまでの中世国衛像を大きく書きかえるものである。本論文によって、国衛研究は長い低迷から抜けだし、新しい段階にはいったといっても過言ではなからう。とはいえ、望むべき点もいくつかみられる。在庁官人制の形成・展開が十分に肉付けされていないこと、中世国衛が確立する院政期の分析が手薄であることなどである。しかしこれらも今後の課題とみなすべきものであり、博士論文としての価値を何ら損なうものではない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2008年2月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。